社会福祉法人 明日香村社会福祉協議会 費用弁償支給規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人明日香村社会福祉協議会の定款第 10 条第 2 項の規定に基づき、非常勤役員等の費用弁償について、必要な事項を定める。

（費用弁償）

第２条　非常勤役員等に対する費用弁償は、支給しない。

附　則　１　この規程は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則　１　この規程（一部改正）は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則　１　この規程（全文改正）は、平成２９年４月１日から施行する。

　　２　平成２９年３月３０日最終改訂